


北海道の景観行政について

第15回 北海道景観行政団体等連携会議 兼 景観行政セミナー
(令和7年11月13日・14日 開催)



北海道建設部まちづくり局
都市計画課景観係

1. 北海道の取組状況について

道では、平成31年(2019年)3月に策定(見直し)した「北海道景観形成ビジョン」の「重点的な取組」に基づき、関連施策と景観との連携を強化する取り組みを行っています。

「北海道景観形成ビジョン」の新たな基本方針

○重点的な取組

関係部局(施策)と連携し、景観に関する情報発信を積極的に行い、景観への意識を高める。

【基本方針1】 関連施策等との連携によりめざす良好な景観づくり

○継続的な取組

景観の広がりを意識し、景観づくりの「主体」と「施策区分」を明確にして、連携・協働の強化を図る。

【基本方針2】 一体性と連続性のある広域景観づくり

【基本方針3】 地域固有の多様な景観づくり

【基本方針4】 道民との協働によりめざす良好な景観づくり

○関連施策事業との連携

- ・ **連携事業における会議や研修等にて、景観への意識を高めるため、景観との関わりを講演する等。**
- ・ **ホームページやパネル展などで、景観との関連性をPR。**
(景観との関わりイメージできるチラシやパネル等を作成)

など

令和元年(2019年)5月22日に「北海道の景観形成に関する庁内連携会議」を設置し、その取組を道のwebで公表しています。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/mdr/chonairenkeikaigi.htm>

2. 北海道内の景観法等活用状況について

令和7年(2025年)5月1日現在

景観計画区域

北海道全域 (この区域には、地先公有水面を含む)

■ 羊蹄山麓広域景観形成推進地域 (7)

蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町

景観重要建造物 (14)

札幌市 (3)、北見市 (1)、黒松内町 (6)、東川町 (2)、美瑛町 (2)

景観重要樹木 (4)

美瑛町 (4)

景観重要道路

- ・ 国道5号、230号、276号及び393号
- ・ 道道岩内洞爺線、豊浦京極線、蘭越ニセコ倶知安線、京極倶知安線及びニセコ高原比羅夫線

景観重要河川

・ 尻別川

景観整備機構 (3)

- ・ 北海道：一般社団法人 北海道建築士会
- ・ 札幌市：一般社団法人 北海道建築士会
- ・ 函館市：特定非営利活動法人 はこだて街なかプロジェクト

■ 景観行政団体 (27)

札幌市、旭川市、函館市、小樽市、釧路市、東川町、清里町、美瑛町、平取町、長沼町、当別町、黒松内町、上富良野町、栗山町、北見市、東神楽町、中標津町、富良野市、伊達市、洞爺湖町、千歳市、弟子屈町、倶知安町、中富良野町、鶴居村、浜中町、赤井川村

景観地区 (3)

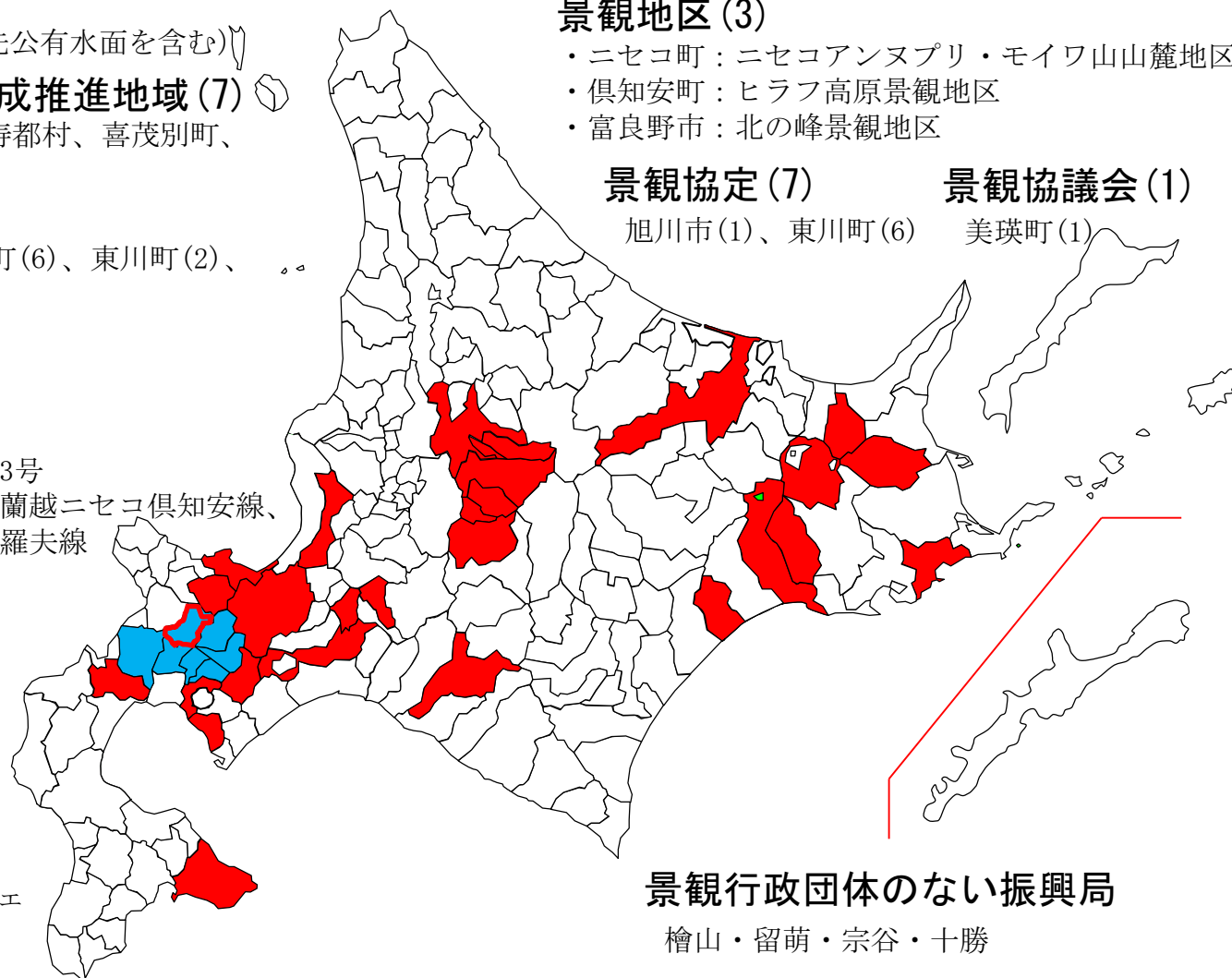
- ・ ニセコ町：ニセコアンヌプリ・モイワ山山麓地区
- ・ 倶知安町：ヒラフ高原景観地区
- ・ 富良野市：北の峰景観地区

景観協定 (7)

旭川市 (1)、東川町 (6)

景観協議会 (1)

美瑛町 (1)



3. 景観行政団体について

(1) 良好な景観形成について

(居住環境の向上等住民の生活に密接に関係)

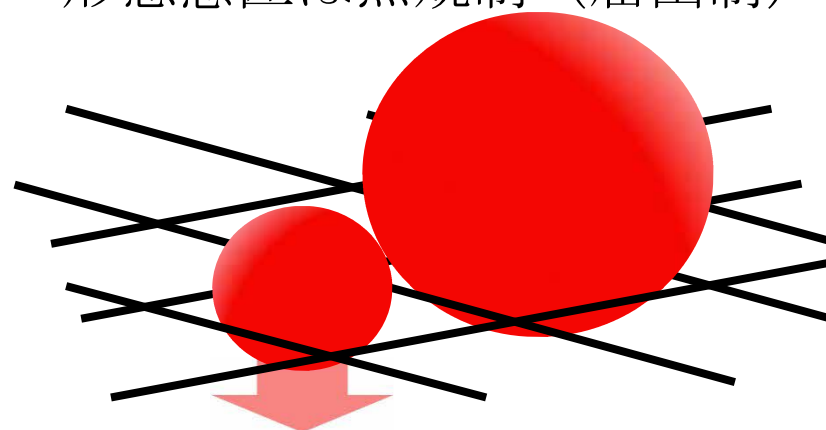
【北海道景観条例】

最低限の基準

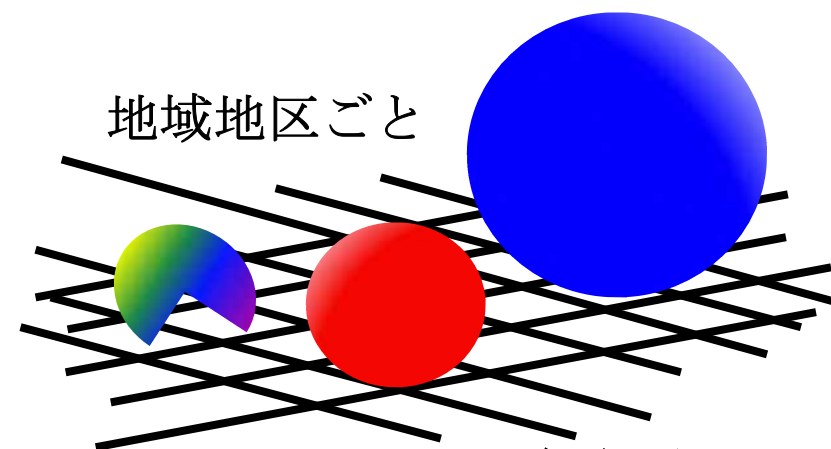
- ・ 規模を定めて届出
- ・ 規制は主に色彩（命令）
- ・ 形態意匠は無規制（届出制）

【市町村の場合】

地域の特色に応じた
きめ細かな規制誘導
方策が可能



例えば、「大規模」・「けばけばしい」ものには、フィルターをかける機能はある。



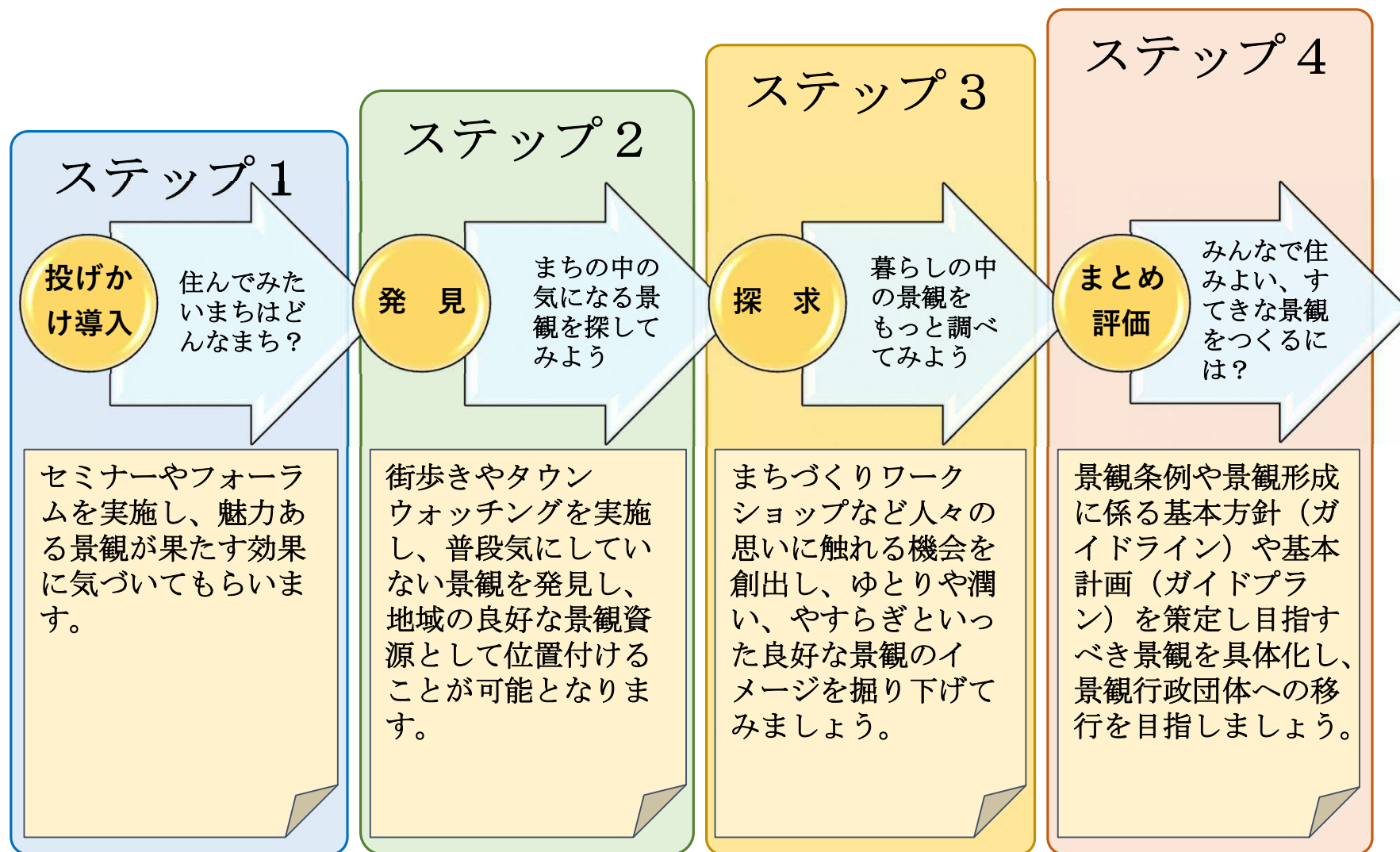
色や形など

(2) 景観行政団体とは

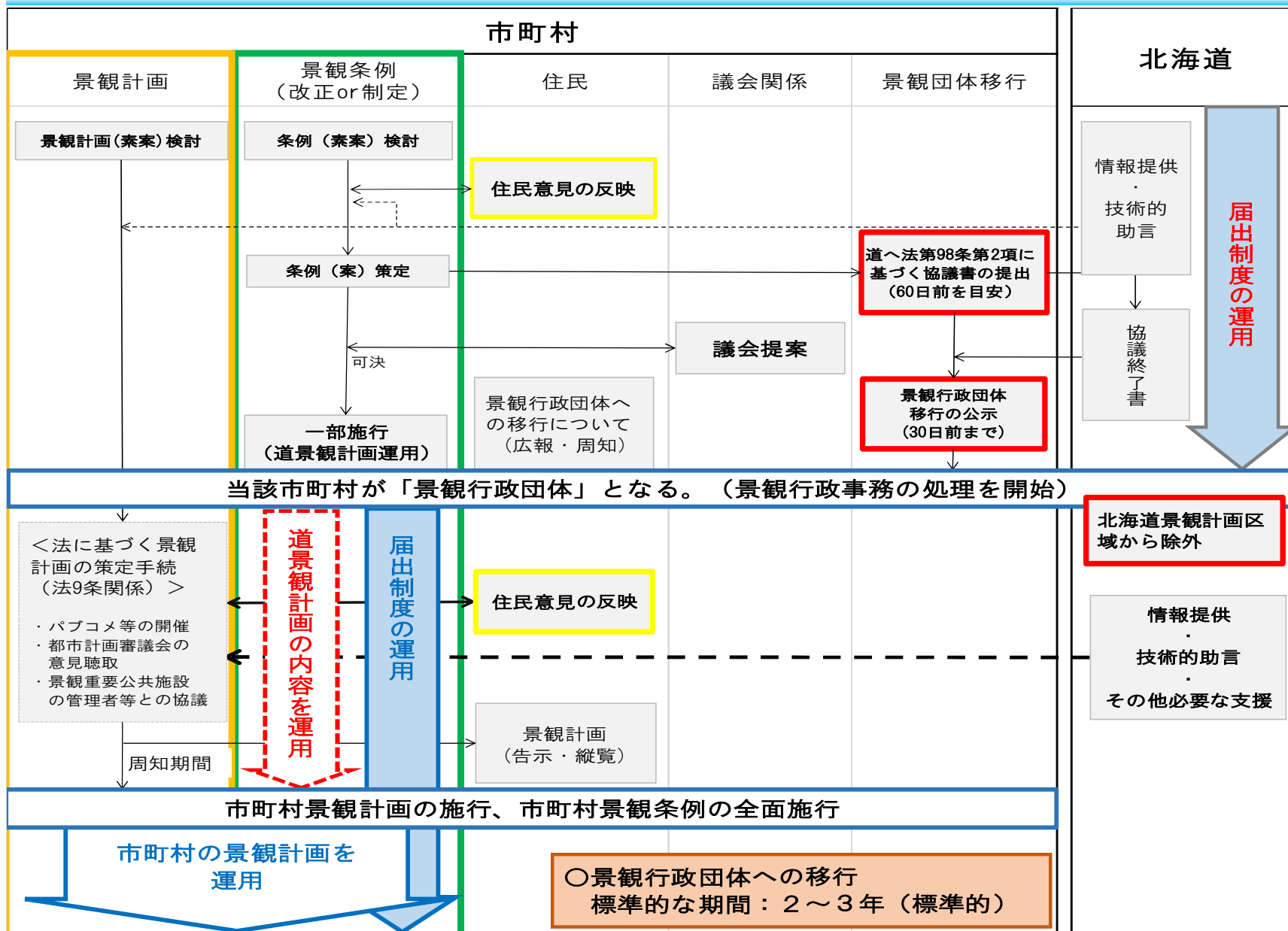
- 景観法に基づき「景観行政事務」を処理する地方公共団体。
(都道府県、政令市、中核市)
- その他の市町村は、知事との協議を経て景観行政団体となることができる
(景観法第98条) . . . 北海道は市町村の景観行政団体移行を支援

| | | |
|---------------------|--------------------------|------------------|
| 景観行政団体になる とできること | 景観計画の策定 | . . . 法第 8条-第15条 |
| | 建築等の行為規制 (届出制度) | . . . 法第16条-第18条 |
| | 景観重要建造物・樹木の指定 | . . . 法第19条-第46条 |
| | 景観重要公共施設の整備等 | . . . 法第47条-第54条 |
| | 景観協定の認可 | . . . 法第81条-第91条 |
| | 景観整備機構の指定 | . . . 法第92条-第96条 |
| 景観行政団体でなく てもできる | 景観地区 (都市計画区域及び準都市計画区域内) | . . . 法第61条-第73条 |
| | 地区計画等の区域内における建築物の形態意匠の制限 | . . . 法第76条 |
| | 準景観地区 (都市計画区域及び準都市計画区域外) | . . . 法第74条-第75条 |

(3) 景観まちづくりの進め方



(4) 景観行政団体への移行フロー（標準的な例）



(5) 市町村が景観行政団体になる場合の北海道知事との協議について（景観法第98条第2項関係）

市町村（政令指定都市、中核市を除く）が景観行政団体になり、景観行政事務を処理する場合、景観法第98条第2項に基づき、あらかじめ知事との協議を行うことが必要としており、道では、当該協議の円滑化等を図るため、協議の内容等について次のとおり定めています。

（平成25年1月7日付け都計第1313号通知）

【協議事項】

- ①景観行政団体になろうとする年月日（景観行政事務の処理を開始する日）
- ②景観行政団体として、景観法第2章第1節から第4節まで、第4章及び第5章の規定に基づき、行おうとする事務の内容
- ③上記②の事務を行うための組織体制
- ④これまでに取り組んできた景観施策がある場合はその内容
- ⑥今後の景観施策の基本的方向性とスケジュール

【標準処理期間】

- 協議の申出が道に到達した日から15日間（休日を含めない）

【協議書の提出先】

協議書の提出先は、総合振興局又は振興局の建設指導課です。
協議書の確認は、北海道建設部まちづくり局都市計画課となります。

○協議にあたっての北海道の考え方

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）により、協議に際して知事の同意を得ることは要しないこととなりました。

しかし、市町村が景観行政団体として景観行政事務の処理を開始するにあたっては、それまで運用してきた北海道景観計画が自動的に消滅するものではなく、市町村における景観計画の策定ではそれまでの良好な景観の形成効果が著しく減じることにならないように、適正かつ円滑な移行が図られるよう協議する。

協議の際は、市町村の主体性を尊重し後見的関与とならない範囲で、次に掲げる事項等について確認するものとする。

- (1) 景観施策の方向性やスケジュール等が北海道のこれまでの景観施策と著しい齟齬が生じていないこと。
- (2) 景観計画の策定、実施、運用等にあたって必要となる法委任条例を、新たに景観行政事務の処理を開始する日までに定め施行する等、円滑な移行が図られること。
- (3) 市町村策定の景観計画が施行されるまでの期間は、北海道景観計画の扱いによることとし、道の景観行政事務と市町村の景観行政事務の空白期間が生じないようにすること。

4. 広域景観形成推進地域について

(1) 広域景観形成推進地域とは

- 複数市町村にまたがる地域
 - 広域景観形成指針を策定
 - 一般区域とは異なる規制基準で道が届出制度を運用
- ※現在、指定されているのは「羊蹄山麓広域景観形成推進地域」

(2) 広域景観形成推進地域の指定により

広域景観形成指針に基づいた一体的な景観保全、活用、景観形成

- 地域特性に応じた届出対象行為、景観形成基準の設定
- 景観重要公共施設の指定（道路、河川、港湾等）
- 景観阻害要因への措置要請
- 市町村、公共施設管理者、住民間の意識の共有化

北海道景観条例 第13条

知事は、複数の市町村にまたがり、田園、湖沼等が連続する景観を有する地域で、特に広域にわたる良好な景観の形成を推進する必要があると認めるものを、当該地域の存する市町村の長の申出に基づき、「広域景観形成推進地域」として指定することができる。

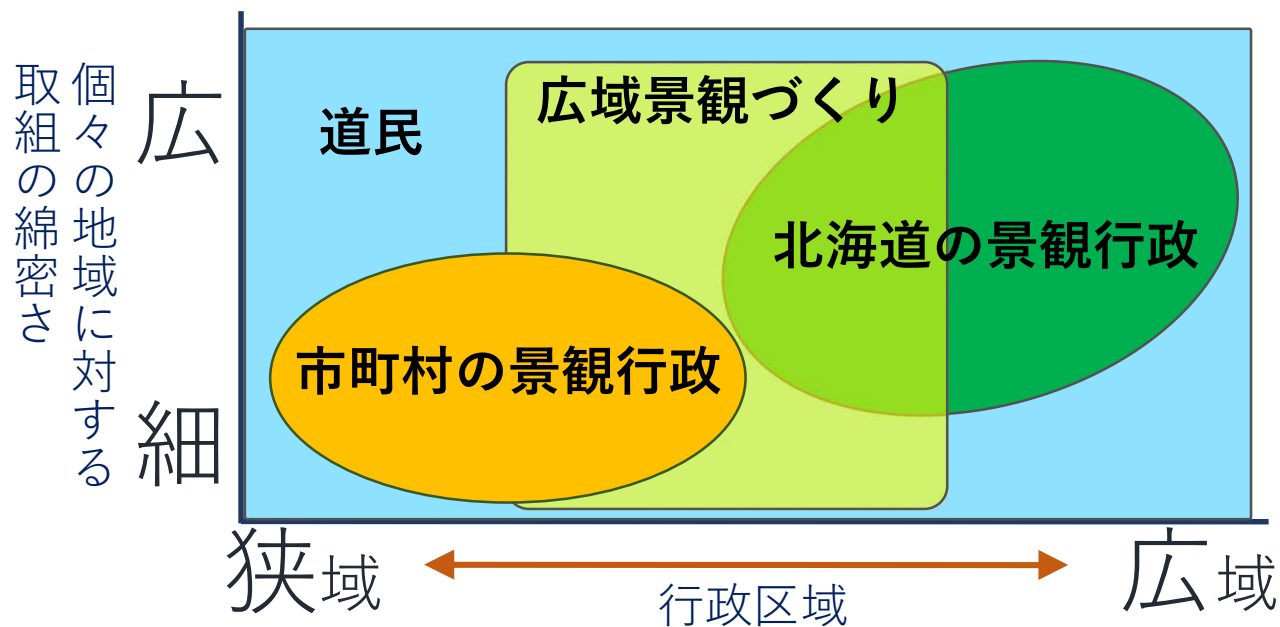
(3) 道と市町村の役割

道

- ・ 市町村の枠を超えた広域景観づくりを推進
- ・ 「広域景観形成推進地域」は景観特性を共有する地域で、一定程度の地域特性を踏まえた取組を推進
- ・ 景観計画の内容は全道一律

市町村

- ・ 地域の特色を生かした、よりきめの細かい景観づくり
- ・ 住民生活により近い距離で、住民と協働しながら取組む



(4) 広域景観形成地域の指定について

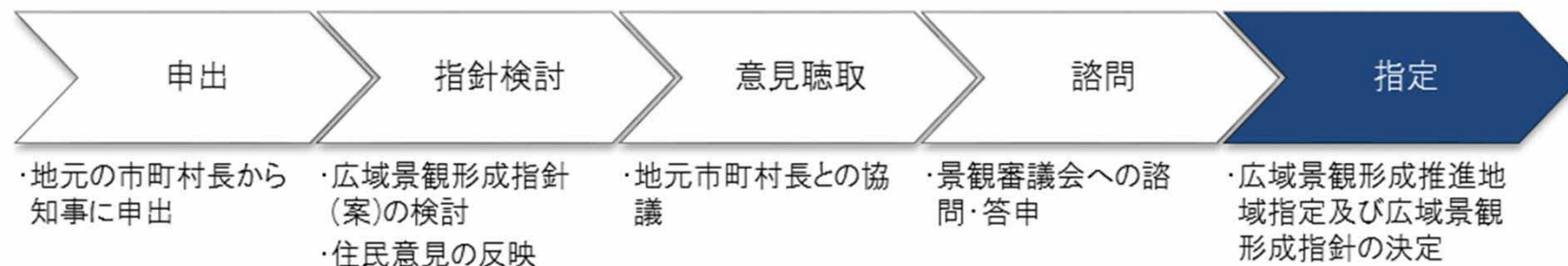
○道の役割



推進協議会の開催

ワークショップによる支援

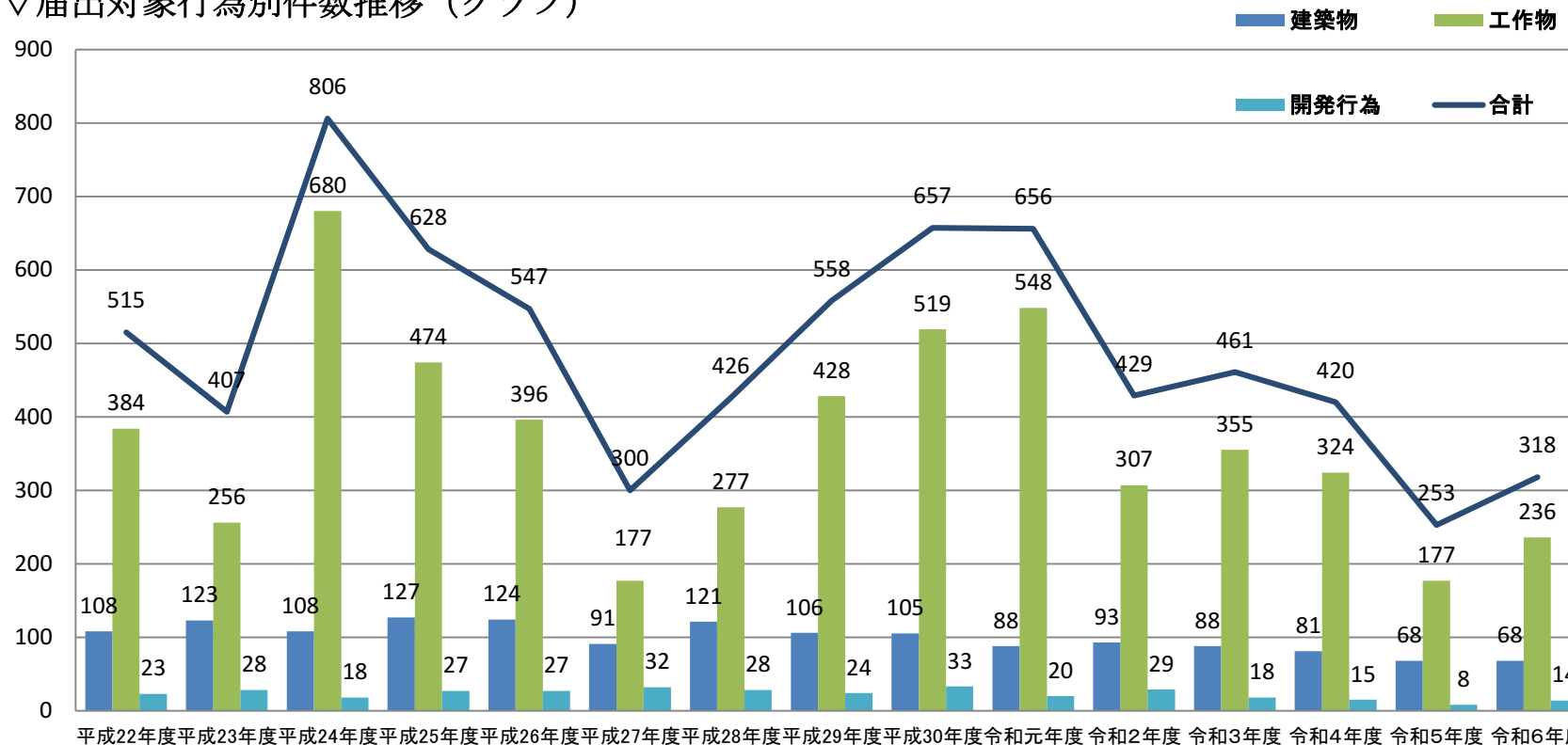
○事務手続き



5. 北海道の景観法に基づく 建築物等の届出状況について

道における景観法に基づく届出件数は、平成24年度の806件をピークに平成27年度まで減少が続きましたが、平成28年度以降は増加に転じました。令和元年度以降、再び減少傾向となりましたが、令和6年度は令和5年度に比べ、届出件数が増加しました。

▽届出対象行為別件数推移（グラフ）



○届出対象行為について

- ・建築物 緩やかに減少傾向
- ・工作物 全体的には減少傾向であるが、太陽光発電設備は増加傾向
- ・開発行為 緩やかに減少傾向

○再エネ設備の届出について

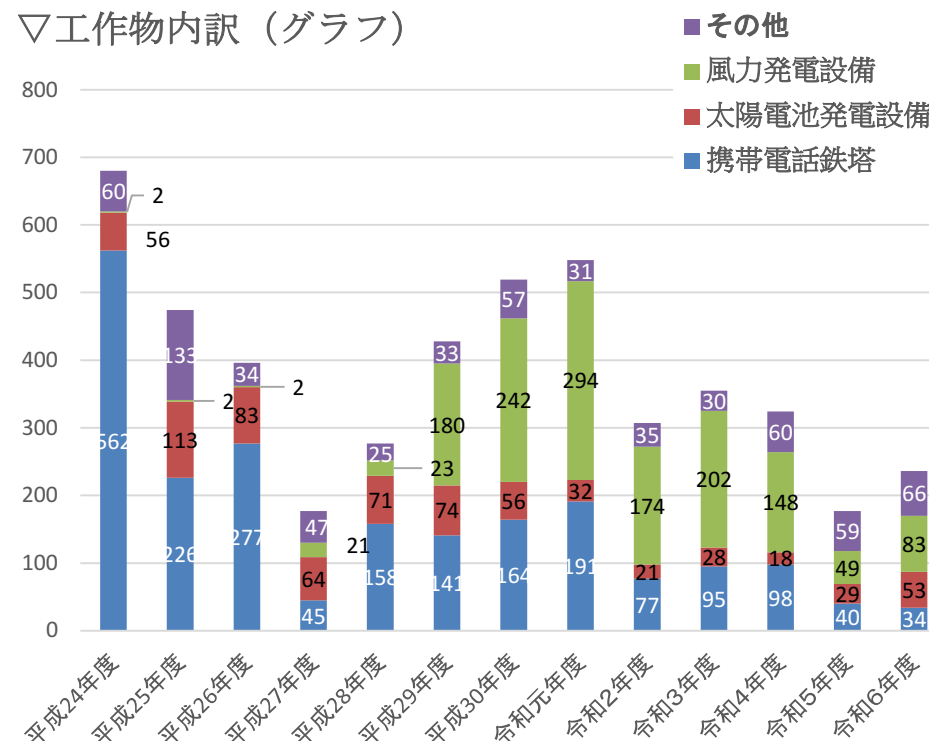
- ・太陽光発電設備
平成25年度が最も多く、以降は減少傾向であったが、令和になって以降、令和6年度が最多件数。
- ・風力発電設備
令和元年度が最も多く、近年は減少傾向だが、令和6年度は令和5年度に比べ増加。

○携帯電話鉄塔の届出について

- ・平成27年度に45件まで減少。
- ・平成28年度以降は、増加傾向であったが、令和2年度以降、再び減少傾向となり、令和6年度はこれまでで最低件数となった。

表1

▽工作物内訳（グラフ）



▽表 振興局別届出・通知件数

| 振興局 | 空知 | 石狩 | 後志 | 胆振 | 日高 | 渡島 | 檜山 | 上川 | 留萌 | 宗谷 | オホーツク | 十勝 | 釧路 | 根室 | 合計 |
|-------|------|-----|------|------|----|------|------|-----|------|------|-------|------|------|-----|------|
| 令和5年度 | 16 | 40 | 21 | 25 | 6 | 22 | 39 | 8 | 10 | 17 | 15 | 22 | 3 | 9 | 253 |
| 令和6年度 | 25 | 31 | 41 | 36 | 0 | 35 | 50 | 4 | 18 | 20 | 12 | 28 | 12 | 6 | 318 |
| 前年比 | 156% | 78% | 195% | 144% | 0% | 159% | 128% | 50% | 180% | 118% | 80% | 127% | 400% | 67% | 126% |

表2 R5・R6 振興局別届出当の件数(3工作物)

| | 携帯電話鉄塔 | | | 風力発電設備 | | | 太陽光発電設備 | | |
|-------|--------|----|-----|--------|----|-----|---------|----|-----|
| | R6 | R5 | 増・減 | R6 | R5 | 増・減 | R6 | R5 | 増・減 |
| 空知 | 7 | 5 | 2 | 0 | 0 | 0 | 10 | 3 | 7 |
| 石狩 | 0 | 8 | -8 | 0 | 0 | 0 | 6 | 7 | -1 |
| 後志 | 0 | 3 | -3 | 23 | 6 | 17 | 0 | 1 | -1 |
| 胆振 | 5 | 1 | 4 | 2 | 1 | 1 | 15 | 3 | 12 |
| 日高 | 0 | 1 | -1 | 0 | 1 | -1 | 0 | 2 | -2 |
| 渡島 | 2 | 0 | 2 | 21 | 15 | 6 | 5 | 2 | 3 |
| 檜山 | 1 | 2 | -1 | 35 | 20 | 15 | 1 | 1 | 0 |
| 上川 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| 留萌 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | -3 | 1 | 0 | 1 |
| 宗谷 | 0 | 4 | -4 | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| オホーツク | 4 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 4 | 1 | 3 |
| 十勝 | 8 | 7 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 4 | -3 |
| 釧路 | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 7 | 2 | 5 |
| 根室 | 4 | 4 | 0 | 0 | 2 | -2 | 2 | 2 | 0 |
| 合計 | 34 | 40 | -6 | 83 | 49 | 34 | 53 | 29 | 24 |

・表1及び表2のとおり、地域別と届出件数が多い工作物を抽出しましたところ、携帯電話鉄塔の届出が減少しましたが、風力発電設備及び太陽光発電設備の届出は増加しております。

・風力発電・太陽光発電設備は、再生可能エネルギー導入促進の一方、大規模な設備は景観への影響も大きいことから、各市町村では、景観を保全していくための視点を含めた検討が必要となります。

【参考】道景観計画区域内における届出対象行為及び規模

① 風力発電設備

- ・一般区域
高さ15mを超えるもの
- ・羊蹄山麓広域景観形成地域
高さ10mを超えるもの

② 太陽電池発電設備

- ・一般区域：
高さ5m又は築造面積2,000㎡を超えるもの
- ・羊蹄山麓広域景観形成地域
高さ5m又は築造面積1,000㎡を超えるもの

6-1. 北海道景観計画等の改正について

道は、平成20年度（2008年度）に「[北海道景観計画](#)」を策定しました。

届出対象行為や景観形成の配慮事項などを定めており、一定規模を超える建築物、工作物等の新築・増改築等をする場合は、[景観法上の届出を必要](#)としております。

また、平成27年度（2015年度）に「[北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン](#)」を策定しており、景観に配慮すべき事項をチェックリスト化しており、道のホームページにて公表しています。

なお、「[景観計画](#)」及び「[ガイドライン](#)」は、令和7年度に一部改正しました。

○ 「北海道景観計画」

届出対象行為や良好な景観形成の基準を策定

- ・ 一般区域及び広域景観形成推進地域毎に規模及び配慮事項、勧告・協議基準及び命令基準を記載

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/mdr/keikaku.html>

○ 「北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン」

事業者の方々へ北海道の雄大な配慮すべき事項をチェックリスト化

- ・ 自然的地域、市街地、沿道など地域、区分毎に配慮事項を記載

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/mdr/guideline/taiyouhuuryoku.html>

6-2. 北海道景観計画等の改正内容について

○改正に至った経緯

再エネ海域利用法の施行による「洋上風力発電設備」の増加が見込まれ、北海道景観審議会において、「現行のガイドライン等は洋上風力発電設備への対応が不十分ではないか」との意見があったことを踏まえ、検討を重ね、下記の「改正のポイント」により北海道景観計画の改正を行い、令和7年（2025年）4月1日付けで施行しました。

○改正のポイント

北海道景観計画及びガイドラインについて、洋上風力発電設備に対応した基準や配慮事項を追記する。

なお、今回の見直しは、洋上風力発電設備に対して特に厳しく抑制するものではなく、「主要な展望地から地域の良好な景観資源に対する眺望」という景観への適切な配慮を求めるものです。

6-2. 北海道景観計画等の改正内容について

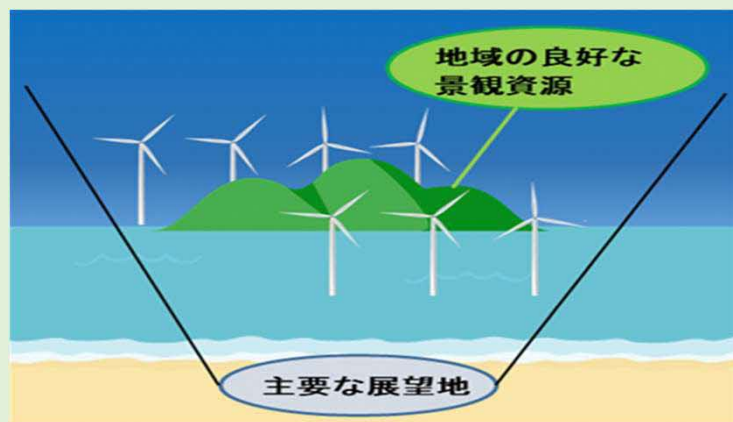
北海道景観計画

- ① 洋上風力発電設備に係る行為の届出対象となる範囲（＝景観計画区域）は、景観法及び北海道景観条例の効力が及ぶ「**領海内**」であることを明文化
- ② 景観形成の基準を定める別表3、4の**勧告・協議基準**に、洋上風力発電設備に対応した内容を追記

＜勧告・協議基準の追記内容＞

主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望を、その前後を問わず大きく妨げる位置や規模で建設するとき

「勧告・協議基準」のイメージ



ガイドライン

洋上風力発電設備に関する景観形成の**配慮事項**を追記

＜配慮事項例＞

- ・ 良好な景観資源に対する眺望をその前後関係を問わず、阻害しない位置、配置、規模及び形態意匠とする
- ・ 事業実施想定区域において設置又は計画されている他の事業がある場合には、調整を図り、景観への影響を極力回避、低減する
- ・ 再エネ海域利用法に基づく協議会等において、景観に関する合意を得る

「主要な展望地」及び「地域の良好な景観資源」とは、市町村（景観行政団体を除く）が選定し、毎年、道に追加や変更等の報告をいただき、道がHP等で公表しているものです。

7. 羊蹄山麓景観広告ガイドラインについて

平成22年（2010年）に国際観光及びリゾート地として、国内外から注目を浴びる後志地域の羊蹄山麓地域の景観と調和した広告・サインの「目指すべき姿」を指針とし、「羊蹄山麓景観広告ガイドライン」を策定しました。

本ガイドラインの役割は、「羊蹄山麓にふさわしい広告・サインのあり方を示す」及び「来訪者の円滑な誘導を図り、相互理解・協力を得た広告景観を目指す」の2点を目的としております。

本ガイドラインに基づいた広告・サイン

- ・ 羊蹄山麓らしさを尊重し、地域の景観と調和した広告・サイン

- ・ 誰にでもわかる、親しみやすく統一された広告・サイン

- ・ 羊蹄山麓の良好な景観を、より高める美しいデザイン



8. 新千歳空港アクセス沿道

景観形成ガイドラインについて

道は、平成9年に「新千歳空港アクセス沿道景観形成ガイドライン」を策定し、北国らしい景観形成の推進をしてきました。

また、近年のアジアからの外国人観光客の増加による国際化の進展や新しいインター展示の開設が見込まれるなど、時代や環境の変化に対応するため、平成24年に改訂し、新千歳空港周辺の良い景観を形成しております。

景観形成の基準

【区域】

I 市街地ゾーン II 空港周辺ゾーン III 自然計画ゾーン IV 空港構内ゾーン

【主な基準】

〈建物〉

外壁・屋根の色彩は、周辺の自然の緑と調和するものを用いるなど、敷地内における工作物及び屋外広告物を含め、色調を統一し、多色の利用を避けるよう努める

〈広告〉

屋外広告物の形状・色調・意匠は、周辺の景観に調和したものとする

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/mdr/guideline.html>

9. 違法開発・違法建築通報受付サイト 「安心まちづくりホットライン」について

北海道建設部では、違法開発・違法建築のWeb上の通報窓口として、違反事例を早期に把握するとともに迅速な対応のため、「安心まちづくりホットライン」を10月24日に開設しました。都市計画法や建築基準法など景観法を含めて違反した開発・建築行為は、災害時の危険や生活環境の悪化を招くおそれの防止のため、以下のような行為は、法令に違反しているおそれがありますので、心当たりのある工事等を見かけた際は、情報をお寄せください。

【該当行為】

- ・許可を受けずに土地を造成をしている（許可番号の未掲示）
- ・建築確認を受けずに建築物を建てている（確認済証の番号等の未掲示）
- ・用途地域に合わない施設を建てている
- ・宅地造成に関する安全対策（擁壁・排水など）が取られていない
- ・不法に盛土や残土を搬入している など

入力フォームURL <https://www.harp.lg.jp/nKpuAzM8>



※通知内容及び個人情報、適切に管理し、通報者に不利益が生じないように取り扱います。通報いただいた方へ調査内容（違反の有無等）や是正指導の状況等の報告は行っていませんので、あらかじめご了承ください。

ご静聴、
ありがとうございました。

今後も、
北海道の景観行政に
ご協力のほど
よろしくお願いいたします。